

令和7年度採用
群馬県公立学校教員選考試験問題

特別支援教育に関する科目

受 験 番 号		氏 名	
------------------	--	--------	--

注 意 事 項

- 1 「開始」の指示があるまでは、問題用紙を開かないでください。
- 2 問題は、1ページから5ページまであります。「開始」の指示後、すぐに確認してください。
- 3 解答は、すべて解答用紙に記入してください。
- 4 「終了」の指示があったら、直ちに筆記具を置き、問題用紙と番号順に重ねた解答用紙を机の上に置いてください。
- 5 退席の指示があるまで、その場でお待ちください。
- 6 この問題用紙は、持ち帰ってください。

1 特別支援教育に関する各法令等について、次の(1)～(4)の問い合わせに答えなさい。各法令等は、現行のものとする。

(1) 次の文は、学校教育法施行規則の一部を抜粋したものである。

第百二十六条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに(ア)自立活動によって編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに(ア)自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、(イ)を加えて教育課程を編成することができる。

① 次の文は、下線部(ア)自立活動の目標について、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成29年4月告示)から抜粋したものである。(a)～(c)に当てはまる語句を書け。

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を(a)的に改善・克服するために必要な(b)，技能、態度及び習慣を養い、もって心身の(c)的発達の基盤を培う。

② (イ)に当てはまる語句を書け。

(2) 次の文は、学校教育法施行令第22条の3における聴覚障害者の障害の程度について示したものである。(a)～(c)に当てはまる語句や数字の組合せとして正しいものをア～エから選び、記号で答えよ。

(a)の聴力レベルがおおむね(b)デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても(c)を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

ア	a	両耳	b	40	c	800ヘルツ以上の音域
イ	a	両耳	b	60	c	通常の話声
ウ	a	矯正時	b	60	c	800ヘルツ以上の音域
エ	a	矯正時	b	40	c	通常の話声

(3) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律において示されている「視覚障害者等が利用しやすい書籍(図書)」を、解答欄に従い1つ書け。

(4) 学校教育法施行規則第134条の2で、特別支援学校に在学する児童等については、個別の教育支援計画の作成が義務付けられている。

① 個別の教育支援計画の作成の目的を書け。

② 作成に当たっての留意点を書け。

③ 個別の教育支援計画に盛り込むべき内容を書け。

2 視覚障害者である児童生徒に対する教育について、次の(1)、(2)の問い合わせに答えなさい。

- (1) 次の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成29年4月告示）第2章第1節第1款の「1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」における、指導計画の作成と内容の取扱いに当たっての配慮事項である。下線部について、具体例を書け。

視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

- (2) 次の文は、視覚障害者である小学部5年児童の実態把握のために収集した情報をまとめたものである。

ア 先天性で進行性の眼疾患により、現在は光を感じる程度の見え方である。家族や教師は見えているが自分は見えていないという違いを理解しており、自分の目の病気のことを知っている。
イ 教科の学習や自立活動の学習に、自ら工夫しながら前向きに取り組んでいる。
ウ 上下、左右を正しく指さしたり、顔や体を向けたりすることができる。
エ 体育ではラジオ体操を概ね覚えており、30m程度の距離であれば音源に向かって走ることができる。
オ 校内でよく使用する保健室、理科室、食堂などの場所は分かっており、一人で往来することができるが、運動場などでは戸惑う様子が見られる。
カ 静止した状態では、白杖の握り方、構え方、振り方などを習得している。歩きながら白杖をリズムよく振ることができるが、白杖を持つ手が次第に中心から右にずれる傾向があり、直進歩行が難しい。
キ 将来、仲の良い先輩と同じように白杖を用いて一人で登下校ができるようになりたいという願いが会話や日記に表れている。

① 自立活動の区分を4つ挙げ、それぞれに該当する情報をア～キから選び記号で答えよ。

- ② 次の文は、本児童について自立活動の区分に即して整理した情報から課題を抽出し、その課題に基づき設定した指導目標である。指導目標達成のため、具体的な指導内容の例を3つ書け。

学校近辺の安全な場所で周囲の環境を理解し、白杖を確実に操作して安全に歩行することができる。

3 聴覚障害者である児童生徒に対する教育について、次の(1)～(5)の問い合わせに答えなさい。

(1) 次の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成29年4月告示）第2章第1節の一部を抜粋したものである。

児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、(a)指文字等を適切に活用して、発表や(b)児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。

① 次のア～エの中から下線部(a)指文字の説明として適切なものを1つ選べ。

- ア 日本語の50音表で表される仮名文字一つ一つを片手で表すことができる。
- イ 促音や濁音は区別することができないため、前後の関係から推察する。
- ウ 空中に指先で文字を大きく書くことで、遠くの相手にも意思を伝達できる。
- エ 話し言葉の1音1音を全て指文字で表すことで、短時間に意思を伝達できる。

② 下線部(b)児童同士の話し合いを活発にするための手立てのうち、机の配置について簡潔に書け。

③ 児童同士が状況に応じて主体的にコミュニケーション手段の選択と活用を図るようになるためには、どのような機会が大切か、次の語句を全て用いて書け。

【 児童自身 相手 手段 】

(2) 次のア～エの中から、聴覚障害者である児童または生徒に対する理解及び指導や支援の説明として、適切なものを全て選べ。

- ア 日常生活で必要とされる様々なルールの理解が不足していたため、会話の背景を想像したり実際の場面を活用したりして、どのように行動すべきか、また、相手はどのように受け止めるかなどについて、具体的なやりとりを通して指導した。
- イ 「家で寝る」や「紙に書く」などの手話表現ができるても、文字で書かせると「家に寝る」や「紙を書く」のように助詞の使い方を誤る場合があるため、児童が「花をもらった」と言ったら、「誰にもらったのですか」と尋ねて、「私は友達に花をもらった」のように助詞を使った文を引き出した。
- ウ 発問や語句の説明では、口形や手話などの視覚的な情報では伝わりにくいため、全て文字で板書をした。
- エ 産業現場等における実習では、手話の分からず人とコミュニケーションをとることがあることから、筆談ができるようメモ用紙とペンを持ち歩くことを指導した。

(3) 聴覚障害者である児童生徒に自らの聞こえ方に關して、どのようなことを理解させ、気付かせることが重要か、次の語句を全て用いて書け。

【 音や声 時と場合 】

(4) 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校において、児童の障害の状態や特性及び発達の程度に応じた適切な指導を行うため、特に留意する事項を書け。

(5) 音を電気信号に変えるプロセッサーと蝸牛内の神経を直接電気信号で刺激する電極で構成され、手術により電気信号の受信機と電極を頭部に埋め込まれる人工臓器は何か書け。

4 知的障害者である児童生徒に対する教育について、次の(1)～(3)の問い合わせに答えなさい。

- (1) 次の文は、知的障害者である児童生徒の学習上の特性を踏まえた指導について説明したものである。 (a) ～ (e) に当てはまる語句を下記から選んで書け。

実際の (a) 場面に即しながら、繰り返して (b) することにより、必要な知識や技能等を身に付けられるようとする継続的、 (c) 的な指導が重要である。また、 (d) 的な内容の指導よりも、実際的な (a) 場面の中で、 (e) 的に思考や判断、表現できるようにする指導が効果的である。

【 学習 生活 効率 具体 抽象 体験 有効 支援 段階 】

- (2) 「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成29年4月告示）第2章第1節「第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」における「第1 各教科の目標及び内容」〔音楽科〕の「3 指導計画の作成と内容の取扱い」では、各段階の内容の取扱いについて次のように配慮事項が示されている。このことを踏まえ、コンピュータや教育機器を活用した指導上の工夫について具体例を書け。

各段階の指導に当たっては、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る指導を工夫すること。その際、児童の言語理解や発声・発語の状況等を考慮し、必要に応じてコンピュータや教育機器も活用すること。

- (3) 次の文は、各教科等を合わせた指導の「生活単元学習」の特徴と留意点について説明したものである。

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、 (a) を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、 (b) や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。

生活単元学習では、 (c) に各教科等の目標や内容が扱われる。

生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や (a) に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切である。

① 文中の (a) ～ (c) に当てはまる語句を書け。

② 「生活単元学習」の指導計画を作成する上での留意点について、2つ書け。

5 肢体不自由者である児童生徒に対する教育について、次の(1)、(2)の問い合わせに答えなさい。

(1) 次の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成29年4月告示)第2章第1節の一部を抜粋したものである。

3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) (a) な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。
- (2) 児童の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の (b) 等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。
- (3) 児童の (e) 学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- (4) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な (c) や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようすること。
- (5) (d) の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

① (a) ~ (d) に当てはまる語句を書け。

② 文中の下線部 (e) 学習時の姿勢について、学習場面を想定した上で、どのような指導方法の工夫が考えられるか、簡潔に説明せよ。

(2) 次の表は、肢体不自由者である小学部4年児童Aの実態をまとめたものである。この児童のコミュニケーション能力の向上に向けて考えられる指導の手立てを2つ答えよ。

児童A	<ul style="list-style-type: none">・ 主障害は脳性まひ（知的障害との重複）・ 食事、着替え、排泄、移動など日常生活全般において介助が必要である。・ 意思を表情で表出するが言語での表出はない。・ 体調を崩すことはほとんどない。
-----	--

6 次の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成29年4月告示)第2章第1節の一部を抜粋したものである。病弱者である児童生徒に対する教育について、後の問い合わせに答えなさい。

4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 個々の児童の (a) や病気の状態、授業時数の (b) 等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の (c) に配慮した工夫を行ったり、各教科等 (d) を図ったりして、効果的な学習活動が展開できること。
- (2) (e) 健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
- (3) (f) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できること。
- (4) 以下略

① (a) ~ (d) に当てはまる語句を書け。

② 下線部 (e) 健康状態の維持について、小児がん等の児童生徒に対して指導を行う上で、特に自立活動における指導と関連を図り、学習効果を一層高めることが大切と示される教科を2つ書け。

③ 下線部 (f) 体験的な活動について、指導方法の工夫が必要な理由を書け。また、病気のため外出が難しい児童への指導方法の工夫を書け。

特別支援教育に関する科目 解答用紙	2枚中の1	受験番号		氏名	(7年)
----------------------	-------	------	--	----	------

1	(1)	①	a		b		c	
		②						
	{2}							
	{3}			図	書			
	(4)	①						
		②						
		③						

2	(1)							
		(2)	①	区分				
				該当する情報				
				②				

3	(1)	①						
		②						
		③						
(2)								
(3)								
(4)								
(5)								

特別支援教育に関する科目 解答用紙	2枚中の2	受 験 番 号		氏 名	(7年)
----------------------	-------	------------------	--	--------	------

4	(1)	a		b		c	
		d		e			
	(2)						
	(3)	①	a	b	c		
	②						

5	(1)	①	a	b	c	d	
			場面		指導の工夫		
		②					
	(2)						

6	①	a	b	c	d	
	②	指導方法の工夫が必要な理由				
③	病気のため外出が難しい児童への指導方法の工夫					

以下はあくまでも解答の一例です。

特別支援教育に関する科目 解答用紙	2枚中の1	受験番号	氏名	(7年)
----------------------	-------	------	----	------

1	(1)	① a 主体 3点	b 知識 3点	c 調和 3点						
	②	外国語活動 3点								
	(2)	イ 3点								
	(3)	点 字 図 書 3点 「拡大図書」等も正答								
(4)	①	例) 障害のある児童等の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、関係機関と連携し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うこと。			5点					
	②	例) ・当該児童等又はその保護者の意向を踏まえる。 ・あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図る。			5点					
	③	例) ・特別な教育的ニーズの内容 ・教育的支援を行う者や機関 ・適切な教育的支援の目標と内容			5点					
					計 3 3点					
2	(1)	例) ・適切なサイズの文字や図表の拡大教材を用意する。 ・弱視レンズ、拡大読書器などの視覚補助具を活用する。 ・机や書見台、照明器具等を工夫して見やすい環境を整える。								
	(2)	① 区分	健康の保持	心理的な安定	身体の動き					
		該当する情報	ア 5点	イ、キ 5点	エ、カ 5点 ウ、エ、オ 5点					
	②	例) ・歩行時の白杖操作や直進歩行などを安定的に行うこと。 ・歩行環境にある事物、歩行に関する用語や表現を理解すること。 ・歩いた経路を言葉で表現したり、触地図で再現したりすること。 ・屋外における様々な音を聞き分けたり、自動車のアイドリング音や走行音から、車の位置や走行していく方向を知ったりすること。 ・視覚障害者用誘導用ブロックやアスファルトや土といった路面の違いなどの手掛かりを理解し、適切に活用して目的地まで歩行すること。 ・白杖や足下、嗅覚などから得られる情報を活用して、歩行に関する環境を把握すること。								
※上記例等から、3つ書いてあれば正解				各 4点 × 3						
計 3 5点										
3	(1)	① ア 3点								
	②	例) 机を馬蹄形に配置する。								
	③	例) どうすれば円滑なコミュニケーションが行えるのかについて、児童自身が体験を通して考え、相手に伝わりやすい手段や伝え方を用いて伝えようとする機会。								
(2)	アイエ	完全回答 5点								
	例)	どのような音や声が聞こえて、どのような音や声が聞き取れないかを自分でしっかりと理解し、時と場合によって聞こえたり聞こえなかったりすることに気づかせること								
	(3)									
	例)	早期からの教育相談との関連を図り、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進めること。また、言葉を用いて人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てる。								
(4)										
(5)	人工内耳	3点								
計 3 5点										

特別支援教育に関する科目 解答用紙	2枚中の2	受 験 番 号	氏 名	(7年)
----------------------	-------	------------------	--------	------

6

計27桌

6	①	a 学習状況 3点	b 制約 3点	c 連続性 3点	d 相互の関連 3点	計 21 点				
	②	体育科／保健体育科 2点		家庭科／技術・家庭科 2点						
指導方法の工夫が必要な理由										
③ 例) 病弱の児童(生徒)は、治療のため身体活動が制限されていたり、運動・動作の障害があったりするので、体験的な活動については、病気の状態や学習環境等により実施が困難なことがあるため。						6点				
病気のため外出が難しい児童への指導方法の工夫										
例) 植物の観察を行う場合には、ベランダや窓辺に植物やプランターを置いて観察させたりするなど、できる限り、児童(生徒)が実際に見て体験し、興味関心をもって学習できるように工夫する。						6点				

計28点